

事務連絡
平成 27 年 10 月 29 日

各都道府県障害福祉主管部（局） 御中

障害保健福祉部企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

障害保健福祉分野における番号制度の導入について（依頼）

10 月 5 日以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年 1 月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が一部施行され、マイナンバーの利用が開始されます。

番号制度導入に向けては、本年 2 月 23 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 3 月 6 日開催の全国障害保健福祉関係主管課長会議のほか、4 月から 6 月にかけて開催中の全国説明会で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、番号制度導入に向けた準備を行うに当たり必要となる作業を別紙にまとめました。

各地方公共団体におかれましては、これを参考に着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含み、後期高齢者医療広域連合を除く。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内市町村における番号制度導入に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

社会保障分野における番号制度の導入準備に必要な作業

第1 番号制度の概要

1. 目的

社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての人に重複することのない一意の番号を漏れなく付番するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的とするものである。

2. 個人番号の利用（平成28年1月）

平成28年1月には、個人番号利用及び「個人番号カード」の交付が開始される。地方公共団体においては、平成28年1月までに番号制度関連手続に係る帳票や手続様式に個人番号の記入欄を設けるとともに、業務上も個人番号の利用に対応できるよう準備を行う必要がある。また、個人番号カードの交付に関する対応の他、通知カード及び個人番号カードによる本人確認措置への対応についても準備する必要がある。

3. 情報連携（平成29年7月目途）

平成29年7月には、情報提供ネットワークシステムを利用した、他の情報保有機関との情報連携が開始される。情報連携開始後は、これまで必要とされていた一部の添付書類が不要となり、システムを介して必要情報を取得することとなる。また、他の情報保有機関からの照会に応じて、各団体が保有する情報の提供も行う必要があるため、中間サーバーへのデータ登録等（場合によっては、手動で情報提供を行うことも想定される）が行われることとなる。

これに伴い、地方公共団体においては、個人番号を利用した情報連携を踏まえた業務対応が必要となる。

第2 導入準備に必要な作業

1. 制度の理解と住民説明

平成28年1月から個人番号の利用が開始され、この際に住民から番号制度についての問合せが想定されることから、窓口担当者を含め番号関係業務に関わる職員は、制度の趣旨、目的を住民に説明できるよう、番号制度への理解を深めるとともに、住民への周知を徹底すること。

なお、理解、周知にあたっては、内閣官房のマイナンバーホームページの資料などを活用すること。

(内閣官房マイナンバーホームページ)

<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>

2. 取扱いガイドラインの遵守

個人番号の取扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管・廃棄の制限など厳格なルールが決められていることから、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」

（特定個人情報保護委員会）を参照の上、各地方公共団体で行う個人番号を取り扱う事務がガイドラインに遵守しているか確認すること。特に、個人番号が記入されている申請・届出を受け付ける場合の本人確認の措置については、住民との接点となる部分であるため十分留意すること。

なお、個人番号を取り扱う事務を事業者へ委託する場合、地方公共団体は、委託先に対する監督責任があること、また、当該委託先が再委託をする場合の諾否の他、再委託を許諾した場合においては、再委託先に対する監督責任も発生することに留意すること。

(ガイドライン掲載先：特定個人情報保護委員会ホームページ)

<http://www.ppc.go.jp/>

3. 関係事務の洗い出しと業務フローの見直し

個人番号を利用することになる事務、当該事務の所管課及び関係課（例えば社会保障分野各事務の所管課と税務担当課など）を網羅的に洗い出し、現行事務の業務フローを確認すること。

また、現行事務の業務フローを以下の観点から見直した上で、番号制度利用開始後の業務フロー（見直し後業務フロー）を作成すること。

- 個人番号を利用・確認する時点の追加
- 情報連携で入手することになる情報は、文書照会・添付書類での確認の方法に加えてシステム間情報連携による確認の方法を追加
- 番号制度導入に伴い業務処理の標準化、効率化の余地がないか、など

なお、2. のとおり個人番号の取扱いには厳格なルールが規定されているので、見直し後業務フローが取扱いガイドラインに遵守しているか、確認すること。

※業務フローの粒度は問わない（マニュアル程度でもよい）。

(必要な以下の資料はデジタルPMOに掲載済)

- 社会保障各分野における番号利用・情報連携の概要（各分野の代表的な手続における番号利用等の概要を図示してわかりやすくしたもの）

- 番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理について（個人番号を利用する具体的な事務・手続や情報連携を行う具体的な事務・手続を網羅的に表したもの）
- 特定個人情報データ標準レイアウト（特定個人情報毎に情報提供者、データ定義及び当該特定個人情報を使用する事務手続の対応を整理したもの）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
- 番号制度施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（個人番号の取得・確認を行うため、申請様式等に個人番号を追加する等の改正を行う厚生労働省関係の省令をまとめたもの）
※ 省令は、下記ページ参照
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063255.html>
- 業務フローサンプルファイル（代表的な事務の個人番号利用後の業務フローの一例）

4. 業務システムの改修等

3. で作成した業務フローを活用し、番号制度導入に必要な業務システムの改修を行う。なお、改修にあたっては以下の点に注意すること。

(1) システム改修見積の精査

業務システム改修に係る費用の積算にあたり、システム業者から見積書を徴取することになるが、以下の観点から精査を行うこと。

- 見積書の内訳を提出させ不要な作業が含まれてないか。また、作業工数、単価等は妥当か。
- 見積根拠資料としてデジタルPMOに掲載された情報を確認しているか。
- その他、システムに精通している庁内情報システム部門の担当者も交えての確認、複数者から見積書を取得して比較など

(2) 予算の確保

システム改修は各地方公共団体の予算措置（議会承認）及び厚生労働省への補助金申請が必要となるが、それぞれスケジュールが定められているので、計画的な作業を行うこと。

5. その他

(1) デジタル PMO の利用及び番号制度に関する問合せ

1.～4. で説明した事項を実施するに当たっては、デジタル PMO（番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール）にログインして情報を入手する必要がある。

デジタル PMO の利用に必要なアカウント（ID、パスワード）は、各地方公共団体の番号制度主管課に確認すること。また、アカウントがない場合は発行依頼し、障害保健福祉分野の担当者も必ず取得すること。

デジタル PMO のアカウントは、システム業者に対しても発行可能となっているので、アカウントを所有していない場合は発行を依頼すること。

また、番号制度に関する問合せは、政府内で一元管理する観点から、デジタル PMO のテクニカルサポートを利用して、問い合わせること。

テクニカルサポートで受け付けた質問への回答については、個別内容を除き、デジタル PMO 内の FAQ で共有することとしている。また、システムベンダーから番号制度に関する問い合わせがあった場合は、地方公共団体職員を経由して問い合わせること。（※システムベンダーからデジタル PMO へ問い合わせる機能がないため。）

なお、厚生労働省補助金に関する問合せについては、当省情報政策担当参事官室あてへ問い合わせること。

【番号制度に関する問合せ先】

厚生労働省補助金に関すること：bangoujyunbi@mhlw.go.jp

上記以外：内閣官房テクニカルサポート

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/> → FAQ

(2) 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等に指定される 13 桁の番号で、個人番号（マイナンバー）と異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できる番号であり、広く普及することで行政の効率化、公平性・公正性の向上、企業の事務負担軽減等に寄与するものである。

そのため、各地方公共団体に当たっては、インターネット等で公開する法人情報に法人番号を付与するようご協力願いたい（資料参照）。

（参考）番号制度導入準備説明資料

本事務連絡の他、別添資料「地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について」を参照の上、導入準備を進めること。

第3 番号利用に関する留意点

- ・ 番号法第9条は、個人番号を利用できる範囲を定めている。また、番号法第19条は、例外的に特定個人情報を提供できる範囲を定めている。
- ・ 番号法別表第1、別表第2で規定されている者以外でも、大都市特例等の法令の規定によって事務を行うこととされている者は、個人番号利用事務実施者になる。
- ・ 事務処理要領等により事務の委託を受けている者は個人番号利用事務実施者、法令により経由事務のみを行うこととされている者は個人番号関係事務実施者であり、それぞれ番号法第9条第1項又は第3項の規定により個人番号を利用することができる。一方、これらの場合、番号法第19条第7号の「法令の規定により特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者」には該当しないため、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことはできない。

事務処理要領等により事務の委託を受けている者や経由事務のみを行うこととされている者が、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）を定める必要がある。

なお、事務処理要領や事務処理特例条例によって事務を移譲する場合には、委託者である都道府県は、市町村が安全管理措置を講じるよう監督を行う義務がある。

- ・ 地方税情報について情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携をするためには、法令又は条例により、質問検査権（地方税情報が必要となる事務に関して本人に質問・検査を行う権限）及び担保措置（本人が質問・検査に応じない場合の罰則や給付の支給停止等の措置）の規定が設けられている必要がある。法令又は条例にそれらの規定がない場合には、地方税情報を提供する事について、本人の同意を得る必要がある。

第4 障害保健福祉分野における番号利用・情報連携の留意点

以下に障害保健福祉分野における番号利用・情報連携時の留意点について説明する。

1. 自立支援給付の事務における番号利用について

（1）介護給付費等の支給決定について

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等の申請書に個人番号の記載欄を追加し、申請時に個人番号を取得する。

- ・介護給付費等の支給決定に際し、負担上限月額を算定するため、情報提供ネットワークシステムを利用して、住民票情報や生活保護情報等を取得することができる。
- ・年金給付関係情報については、障害年金及び寡婦年金の情報について年金機構等と情報連携できるが、遺族年金については情報連携できないため、従来通り年金証書を添付してもらう等の対応が必要となる。
- ・先般の国会で番号法の改正法案が成立したことにより、以下の情報についても連携できることとなった。
 - 介護給付費等の支給決定に関して、各種手帳情報、障害支援区分に関する情報
 - 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関して、障害児通所支援に関する情報、障害児入所支援に関する情報、介護保険給付情報、自立支援給付情報
 - 補足給付の算定に関して、障害基礎年金情報

(2) 自立支援医療の支給認定について

- ・障害者総合支援法に基づく自立支援医療の申請書に個人番号の記載欄を追加し、申請時に個人番号を取得する。
- ・自立支援医療の支給認定に際し、負担上限月額を算定するため、情報提供ネットワークシステムを利用して、住民票情報や生活保護情報等を取得することができる。
- ・年金給付関係情報については、障害年金及び寡婦年金の情報について年金機構等と情報連携できるが、遺族年金については情報連携できないため、従来通り年金証書を添付してもらう等の対応が必要となる。
- ・精神通院医療の支給認定は、都道府県及び指定都市の事務であるが、都道府県又は指定都市において事務処理特例条例を定めることにより、指定都市以外の市町村が当該事務の一部を行う場合は、当該市町村においても情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる。

※事務処理特例条例によって、自立支援医療の支給認定に関する事務の一部のみを移譲することも可能であるが、例えば、当該事務処理特例条例により、事務の一部として地方税情報の情報連携を市町村に行わせる場合には、地方税情報の審査（確認）に関する事務を市町村に移譲する必要がある。

2. 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の事務における番号利用について
 - ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児入所給付費又は障害児通所給付費（以下「障害児入所給付費等」という。）の申請書に個人番号の記載欄を追加し、申請時に個人番号を取得する。
 - ・ 障害児入所給付費等の給付決定に際し、負担上限月額を算定するため、情報提供ネットワークシステムを利用して、住民票情報や生活保護情報等を取得することができる。
 - ・ 年金給付関係情報については、障害年金及び寡婦年金の情報について年金機構等と情報連携できるが、遺族年金については情報連携できないため、従来通り年金証書を添付してもらう等の対応が必要となる。
 - ・ 先般の国会で番号法の改正法案が成立したことにより、以下の情報についても連携できることとなった。
 - 障害児入所給付費等の給付決定に関して、各種手帳情報
 - 高額障害児入所給付費、高額障害児通所給付費の支給に関して、障害児通所支援に関する情報、障害児入所支援に関する情報、介護保険給付情報、自立支援給付情報
 - 肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の負担上限月額算定に関して、特別児童扶養手当等の情報

3. 各種障害者手帳の事務における番号利用について

- (1) 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳

- ・ 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務については、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 4 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 5 条の規定により、手帳の交付の申請は、市町村等を経由して行うこととされている。
- ・ 法令により経由事務のみを行うこととされているだけでは、市町村等は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことはできない。
- ・ 手帳の交付事務は、都道府県等の事務であるが、都道府県において事務処理特例条例を定めることにより、市町村等が当該事務を行うこととなっている場合は、当該市町村等においても情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる。

- (2) 療育手帳

- ・ 療育手帳については、法令上に規定がなく、各自治体が要綱等に基づき独自に事務を行っているため、番号法において、療育手帳に関する事務は、個人番号を利用する事務（番号法別表第 1 に定める事務）や情報連

携を行うことができる事務（番号法別表第2に定める事務）に位置づけられていない。

- ・療育手帳の交付の事務を行う都道府県又は指定都市が、それぞれの自治体内部で個人番号を利用するためには、番号法第9条第2項の規定に基づく条例（以下「独自利用事務条例」という。）を制定する必要がある。
- ・療育手帳の交付の事務を行う都道府県又は指定都市が、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことを可能とするには、大多数の自治体において、独自利用事務条例を制定した上で、国において、情報連携を行うことができる事務として位置づける必要があるため、都道府県及び指定都市の意向を把握するための調査を実施した。調査の結果及び今後の対応については、別途、事務連絡等により連絡する予定。

4. 特別児童扶養手当等の支給における番号利用について

- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（以下「手当」という。）に係る請求書・現況届等に個人番号の記載欄を追加し、請求時・届出時等に個人番号を取得する。
- ・手当の支給のための審査に際し、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報、年金給付関係情報（特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の事務に限る。）等を取得することができる。
- ・先般の国会で番号法の改正法案が成立したことにより、以下の情報についても連携できることとなった。
 - 特別障害者手当の支給のための審査にあたって、年金給付関係情報
- ・障害児福祉手当、特別障害者手当又は経過的福祉手当の支給は、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村の事務であるが、事務処理特例条例を定めることにより、福祉事務所を設置しない町村が当該事務を行うこととなっている場合は、当該町村においても情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる。

5. 地域生活支援事業について

- ・自治体において定められている申請書等に個人番号の記載欄を追加すること等により、個人番号を取得する。
- ・地域生活支援事業は、情報連携を行うことができる事務（番号法別表第2に定める事務）には位置づけられていない。

先般の国会で番号法の改正法案が成立したことにより、自治体が独自利用事務条例を制定した事務のうち、特定個人情報保護委員会規則で定めるものについては、当該自治体において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことが可能となった。地域生活支援事業の実施

に関する事務は特定個人情報保護委員会事務局が作成した「情報連携の対象となる独自利用事務の具体例」としても取り上げられており、特定個人情報保護委員会に所要の届出をすることで、情報連携が認められることがある。

6. 措置について

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置について

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
第 29 条に基づく入院措置等に関しては、本人から個人番号を取得することが困難であると見込まれるため、費用の徴収に関する事務を除き、個人番号を利用しない方向で検討している。

(2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく措置について

- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び児童福祉法に基づく入所措置については、自治体において定められている申込書等に個人番号の記載欄を追加すること等により、個人番号を取得する。
- ・措置を行う際や措置に要する費用の徴収の審査を行う際に、情報提供ネットワークシステムを利用して、住民票情報等を取得することができる。
- ・地方税情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができないこととされているため、従前通り、課税証明書等により確認する必要がある。
- ・先般の国会で番号法の改正法案が成立したことにより、以下の情報についても連携できることとなった。
 - 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置の対象者となるか確認するに当たって、各種手帳情報、自立支援給付情報
 - 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置に要した費用の徴収額算定に当たって、生活保護情報等

※資料提供場所

本事務連絡に記載の資料は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/524>